

生活環境だより

令和8年2月26日 発行

発行 高遠町衛生自治会
伊那市役所 高遠町総合支所
市民福祉課 市民生活係
電話 94-2554
E-mail t-sif@inacity.jp

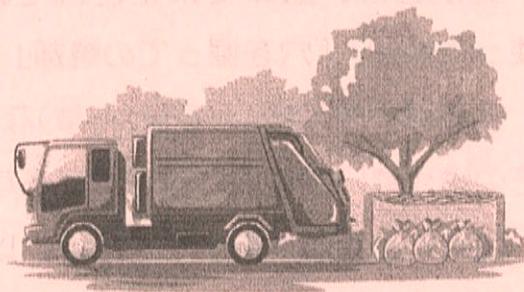
回 覧

【予告】観桜期は、ごみ出しの時間を変更する場合があります

1か月もすれば桜の季節がやってきます。この時期は、観桜客で伊那市内は大変混雑します。そのため、桜の最盛期はごみ収集業者がスムーズに作業できるよう、朝のごみ出し時間を1時間繰り上げて

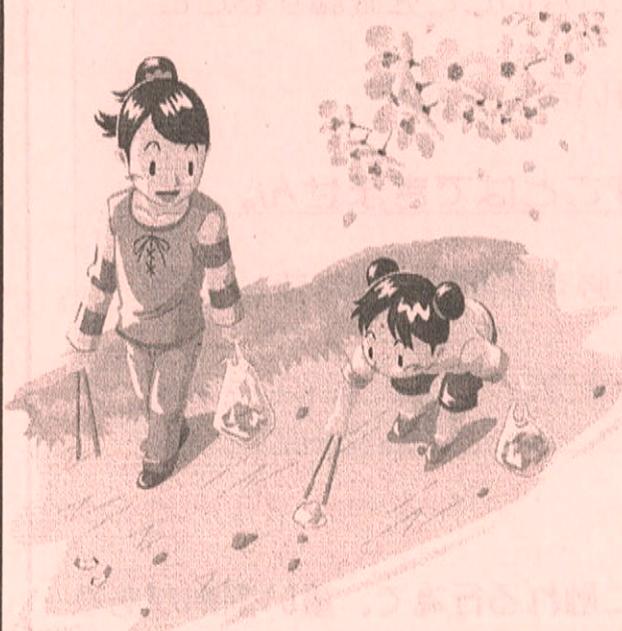
午前7:00とさせていただきます。

詳しい期間については無線放送で
ご案内いたしますので、みなさまの
ご理解・ご協力をお願いします。



今年も道路の渋滞が予想されます。ごみ出しの際には交通事故に遭わないよう十分ご注意ください。

《みなさまへのお願い》



桜を観に多くのお客様が訪れ、街がにぎやかになるのは喜ばしいことですが、心無いポイ捨てごみが増えてしまう時期でもあります。

このところ、道路沿線に不法投棄のごみが目立つようになりました。

どうせまた捨てられる・・・などと諦めず、ひとつでも多くのごみを捨てることで美しい高遠の街並みを守り、訪れる方を気持ちよくお迎えしたいものです。

出来ることから結構ですので、環境美化にご協力をお願いします。

(裏面もご覧ください)

野焼きは法律で『禁止』されています！

「近所でごみを燃やして、煙や臭いが出て大変迷惑している。」といった苦情が寄せられています。

野焼きは、法律で禁止されています。「ドラム缶」や「ブロック積の焼却炉」を使った焼却、「穴を掘っての焼却」も同様に禁止されています。

落ち葉や剪定枝、土手草(枯草)などを燃やすことは例外的に認められていますが、その煙や臭いが周囲に迷惑かける可能性があります。

焚火や土手焼きをするときは、以下のことについて注意してください。

1. 例外的に認められている落ち葉や枯れ枝は、十分乾燥させて、なるべく煙の出ないように小分けして燃やしましょう。
2. 焚火をするときは、周囲に洗濯物などが無いことを確認するとともに、風向きや強さを確認してから行いましょう。
3. 野焼きのついでに家庭ごみを燃やすことはできません。
4. 火災に十分注意し、消火用の水などを必ず準備しておきましょう。
5. 住宅密集地近くでの野焼きは控えましょう。

※ 野焼きは、不法投棄と同じように法律に触れる行為で、重い罰則があります。5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方。